

地域産業6次化ステップアップ強化事業 Q & A

区分		No.	質 問	回 答
申請に関する事 全般		1	1 事業区分で実施したい事業が2つ以上ある場合、それぞれ申請可能か。 また、ソフト事業とハード事業の両方で申請可能か。	申請はソフト事業、ハード事業それぞれ1事業までとします。 ソフト事業とハード事業の両方で申請は可能です。 それぞれ申請先が異なりますので、御注意ください。
		2	「農林漁業者等」の範囲は、一次事業者のみを意味するのか。	「農林漁業者等」とは、本事業においては、農業者、林業者、漁業者、農業者等を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行なう者と定義しており、1次事業者だけでなく、2次事業者及び3次事業者も含みます。 【実施要領別表 注意書きを参照】
		3	本事業の対象となる「商品の開発」の定義は何か。	本事業における「商品の開発」とは、下記の通りです。 ① 過去に同事業者・グループ会社で同じ商品を開発・販売をしていない。 ② 食品表示ラベルや成分分析表などから、客観的に見て既存の商品と全く異なることがわかる。 ③ 製法を変えた新商品はこの助成対象には該当しない。 ④ パッケージデザインや容器を変更するだけなどの軽微な改良の場合は、その改良を行う理由や根拠となる資料を添付すること。
		4	本事業の対象となる「改良、販路開拓」の定義は何か。	本事業における「改良、販路開拓」とは、下記の通りです。 ① 既存商品とリニューアル商品の違いを添付資料として原材料費や検査結果等比較できる資料が必要。 ② 既存販路先、新規販路開拓先、ターゲット、市場のニーズ等具体的な資料を添付すること。 また、販路開拓のみの申請は助成対象には該当しない。

対象事業に関する事		3	本事業の対象となる「県産農林水産物を活用した商品」として、一次産品は対象となるのか。	本事業における「県産農林水産物を活用した商品」とは、一次産品に何らかの加工を行ない、新たな価値を付加した商品と定義しており、単なる一次産品は対象外です。
		4	事業期間中に開発した新商品のテスト販売を行うことはできるか。	テスト販売は実施できます。 なお、テスト販売に関する費用は対象外です。
	ソフト事業	5	「試作品の製造委託料」には、原材料費は含まれるか。 また、委託の最低ロットが決まっている場合、本事業で認められる委託量は。	原材料費は含みません。 また、本事業では、あくまで試作に係る費用が対象であり、販売、譲渡、交換、貸付け等による経済的対価を得ることを目的とするものは認められません。
		6	「パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料」は、自社で商品を製造・販売する(している)場合でも対象となるのか。	対象となります。
		7	「パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料」には、当該商品を掲載するパンフレットやリーフレット制作費も対象となるのか。	当該商品のパッケージ及びラベルに係る制作費が対象であり、当該商品を掲載するパンフレットやリーフレット制作費は対象外です。 なお、パッケージ及びラベルに係るデザインの版代や資材代は対象外です。
		8	「商談会等への出展に要する費用」にある、「出展ブースの装飾料」には何の費用が含まれるのか。	本事業における「出展ブースの装飾料」とは、出展の際に係る電気・水道・貸出備品の料金のこと。
		8	「商談会等への出展に要する費用」には、旅費や宿泊料、販売促進ツールの制作料は含まれないのか。	出展料及びブースの装飾料に限ります。
		9	「商談会等への出展に要する費用」では、既存の商品を出品することも認められているのか。	本事業で開発、改良をした商品を出品する場合に限ります。また、商談会への出展のみでの申請はできません。
	ハード事業	10	中古品の購入は可能か。	中古品の購入も対象とします。ただし、内容によっては、選定根拠等の追加資料の提出を求めることがあります。
		11	農機具の購入は可能か。	本事業で対象になるのは、一次産品の加工のために使用する機械等であり、単なる栽培や収穫目的の農機具は対象外です。